

報告第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 元年 6月 7日提出

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

令和 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小 笠 ま ゆ み

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、次のとおり専決処分する。

平成31年 3月31日

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

平成30年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)

平成30年度五ヶ瀬町の簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,115千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年 3月31日専決

五ヶ瀬町長 原田俊平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		150	△60	90
	1. 負担金	150	△60	90
2. 使用料及び手数料		30,763	1,903	32,666
	1. 使用料	30,446	1,594	32,040
	2. 手数料	317	309	626
4. 繰入金		24,736	△5,928	18,808
	1. 繰入金	24,736	△5,928	18,808
7. 町債		34,800	△30	34,770
	1. 町債	34,800	△30	34,770
歳 入	合 計	90,644	△4,115	86,529

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 簡易水道費		74,956	△3,186	71,770
	1. 総務費	74,956	△3,186	71,770
2. 公債費		15,678	△929	14,749
	1. 公債費	15,678	△929	14,749
歳 出	合 計	90,644	△4,115	86,529

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
1. 簡 易 水 道 債	34,800	△ 30	34,770	証 書 借 入	8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、公営企業等金融機構資金、及び市中銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えることができる。
計	34,800	△ 30	34,770			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	150	△60	90
2. 使用料及び手数料	30,763	1,903	32,666
4. 繰入金	24,736	△5,928	18,808
7. 町債	34,800	△30	34,770
歳入合計	90,644	△4,115	86,529

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 簡易水道費	74,956	△3,186	71,770	0	△30	△4,999	1,843
2. 公債費	15,678	△929	14,749	0	0	△929	0
歳 出 合 計	90,644	△4,115	86,529	0	△30	△5,928	1,843

2 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金 (項) 1. 負担金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	150	△60	90	1. 給水工事負担金	△60	給水工事負担金
計	150	△60	90			

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 使用料

1. 水道使用料	30,446	1,594	32,040	1. 水道使用料現年度分	721	水道使用料現年度分
				2. 水道使用料過年度分	873	
計	30,446	1,594	32,040			

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 2. 手数料

1. 検査手数料	317	309	626	1. 検査手数料	309	検査手数料
計	317	309	626			

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 繰入金

1. 繰入金	24,736	△5,928	18,808	1. 一般会計繰入金	△5,928	一般会計繰入金
計	24,736	△5,928	18,808			

(款) 7. 町債 (項) 1. 町債

1. 町債	34,800	△30	34,770	1. 町債	△30	町債
計	34,800	△30	34,770			

3 歳 出

(款) 1. 簡易水道費 (項) 1. 総務費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 管理費	74,956	△3,186	71,770	0	△30	△4,999	1,843	1. 報 酬	△49	簡易水道運営協議会委員報酬
								3. 職員手当等	△76	超過勤務手当
								9. 旅 費	△7	費用弁償
								11. 需 用 費	△1,872	消耗品費 △535 光熱水費 △557 修繕料 △780
								12. 役 務 費	△406	通信運搬費 △256 手数料 △150
								13. 委 託 料	△146	量水器検針委託料 △56 施設保安管理 △990 委託料 900
								14. 使用料及び賃借料	△140	使用料及び賃借料
								15. 工事請負費	△31	工事請負費
								16. 原材料費	△70	工事材料費
								27. 公 課 費	△389	消費税
計	74,956	△3,186	71,770	0	△30	△4,999	1,843			

(款) 2. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 元金	12,777	△929	11,848	0	0	△929	0	23. 償還金利子及び割引料	△929	長期借入償還分元金
計	15,678	△929	14,749	0	0	△929	0			